

横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度について

1 目的

低炭素社会の実現に向けて、新築住宅に比べストック数が多い既存住宅の省エネルギー改修等の対策を進めることが重要となっています。

本事業では、既存住宅を建て替えずに、環境性能の向上やライフスタイルに対応した、住宅の価値を高めるエコリノベーション等工事を行おうとする住宅所有者に対して、これに要する費用の一部を補助することにより、民間住宅市場における既存住宅の温暖化対策を誘導し、市内企業等の技術力の向上、市民への普及啓発等の取組を推進することを目的とします。

2 補助金額・補助要件等

補助種別	一般住宅	実証住宅
補助金額	エコリノベーション等工事に要する費用の3分の1（千円未満の端数切捨て）	
	（上限金額）100万円	（上限金額）200万円
補助件数	約45件	約5件
補助要件	エコリノベーション等工事（次頁「7 補助対象工事」参照） 補助種別（一般住宅・実証住宅）により基準が異なります。	
	普及啓発活動への協力（下記「6 普及啓発の協力」参照）	
対象工事	—	
その他の要件	工事中・完了後の現場見学会等の実施 ※住宅所有者と設計事務所、工事施工会社で、普及啓発活動の実施を目的とした協定を締結していただきます。	

※ 同一所有者に対する補助は、同一年度内に10戸を限度とします。

※ 受付先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

3 対象住宅

○横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。

- ・一戸建ての住宅（棟単位）
- ・共同住宅及び長屋（住戸単位） ※寮・社宅は対象外

○耐震性能を有する建築物

次のいずれかの要件を満たすもの

- ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含みます。）
- ・現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（年度内に耐震改修工事が完了するものを含みます。）

4 対象者

対象住宅の 又は

※ 法人、団体及び組合等を含みます。

※ 市内の在住又は所在を問いません。

5 対象工事の発注先

原則、

※ 工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、市内事業者（本社・本店が横浜市内であるもの）2社以上の見積書が必要となります。

6 普及啓発への協力

補助対象者には、次に掲げる普及啓発活動に御協力いただきます。

- ・改修前及び改修後のエネルギー消費量（電気・ガス）のデータ記録（一年間）
- ・改修前及び改修後の住まいの健康性の評価の実施（CASBEE健康チェックリスト）
- ・ホームページ、パンフレット及び展示等へ掲載するため、改修内容や改修前後の写真、図面及び各種データ等の公表
- ・その他、アンケートなどの普及啓発活動への参加 等

※ 「住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る同意書」を御提出いただきます。

7 補助対象工事（補助要件）

エコリノベーション等工事として、次の(1)、(2)の両方の要件を満たすもの

(1) 省エネ改修等

自然エネルギーの活用や省エネルギー性能を向上させる工事等

次の①、②の両方満たすもの

① 概ね 10%以上の省エネ率

建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね 10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事

※次ページの「【基準】概ね 10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事」を参照
補助種別（一般住宅・実証住宅）により基準が異なります。

② HEMS（家庭用エネルギー管理機器*）の設置

※ 経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）」の対象となる設備に限る。

(2) ライフスタイル対応改修等

ライフスタイルの変化や環境に配慮した住まい方を実現するための工事等

次の①、②の両方満たすもの

① ライフスタイル対応改修工事

生活様式や家族構成の変化等のライフスタイルに合わせる工事

次のア～ウのいずれかー以上を満たすもの

ア 間取りの変更、可変性のある可動壁や家具による間仕切りの設置等の改修工事

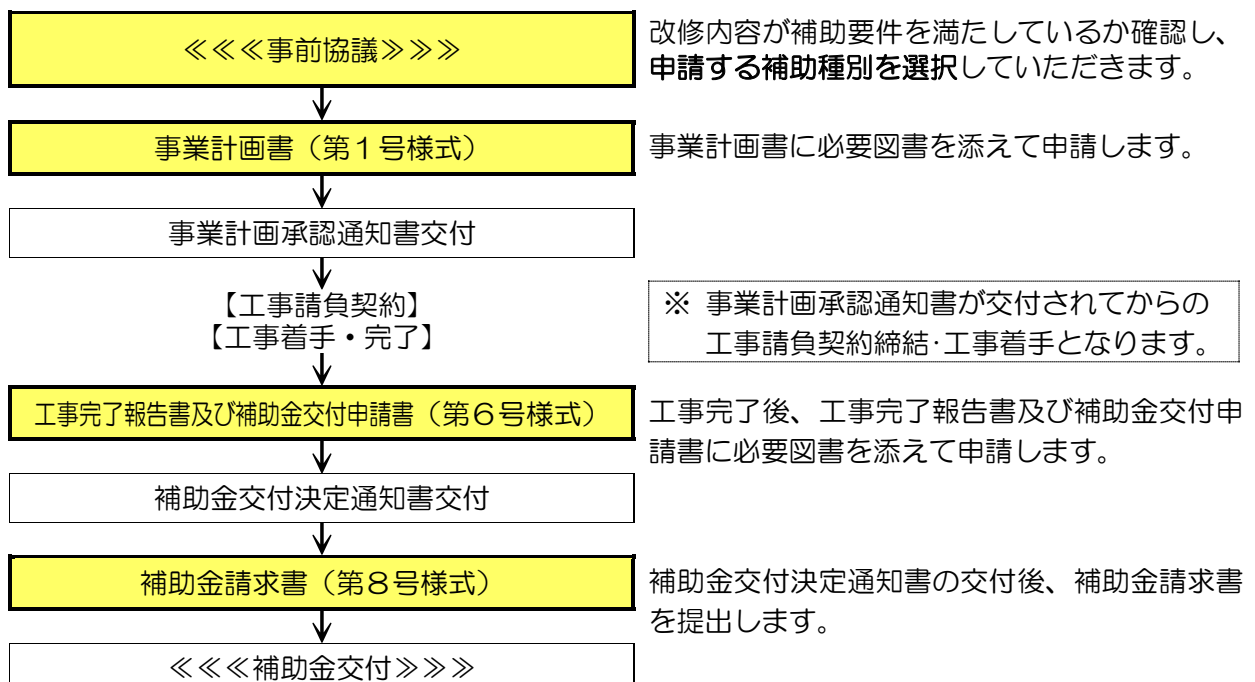
イ だれもが安全かつ円滑に利用できるようにするため、手すりやスロープ等を整備するバリアフリー化等工事

ウ その他ライフスタイルに合わせるための改修工事

② 環境配慮への取組

緑化、植樹、すだれ、庇・パーゴラの利用、窓・カーテンの開閉等による日射及び通風を利用・調整する仕組みや、エネルギーを極力使用しない住まい方や過ごし方の工夫等、環境に配慮した取組が計画されたもの

8 手続の流れ（概要）



【基準】概ね 10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事

補助種別： 一般住宅 の場合
次のいずれかに定めるもの ○別表 1 に掲げる改修タイプ A～D のいずれか一以上の内容を満足し、別表 2 の仕様例で行う改修工事 ○改修前の住宅全体のエネルギー消費量に対して省エネ率が概ね 10%以上となることを計算した改修工事
補助種別： 実証住宅 の場合
次に定めるもの ○別表 1 に掲げる改修タイプ A 及び B の両方の内容を満足し、別表 2 の仕様例で行う改修工事

(別表 1) 省エネ率が概ね 10%以上となるものとみなす改修タイプ表

タイプ名	断熱改修				設備改修			
	開口部	床	外壁	屋根 (天井)	暖房	給湯	換気	その他
タイプ A	全居室の 全窓	住宅全体 (いずれか 1 種類)			—	—	—	—
タイプ B	全居室の 全窓	—	—	—	いずれかの設備改修 1 種類以上			
タイプ C	主たる居室の 全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修 1 種類以上			
タイプ D	その他居室 1 室の 全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修 2 種類以上			

(別表 2) 別表 1 における改修メニューの仕様例

項目	仕様・メニュー例	
断熱改修	原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則 5 を満足するものとする。	
設備改修	暖房	高効率熱源機（効率が 10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等）
	給湯	高効率給湯器（潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器）、太陽熱給湯器
	換気	熱交換型換気設備（ダクト式第 1 種換気設備の場合に限る）
	その他	家庭用コージェネレーション設備、太陽光発電設備（3.0kW 以上）

(備考)

- 上記のタイプ表は事業要件を満たす最低限の改修メニューの組合せを示したものであり、タイプ表の組合せを満足し、その他の省エネ改修と組み合わせることも可とする。
- 開口部には窓、居室に面する玄関ドア、勝手口ドアを含む。「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング（食事室）、主に居室の用に供する台所を指す。「その他の居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室、子ども室、和室等が該当する。

◇◇◇ 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度ホームページ ◇◇◇

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/sumai/hojo/index.html>

■ 担当課 ■

◆補助基準等の確認・事前協議・申請書提出先◆

横浜市住宅供給公社 建設課（エコリノベ補助担当/小林・山田・石井）

（電 話）045-451-7790

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1（ヨコハマポートサイドビル5階）

◆制度全般について◆

横浜市 建築局住宅政策課

（電 話）045-671-2922 （FAX）045-641-2756

（Eメール）kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1（JNビル4階）

■ 手続の流れ ■

0	事前協議	申請者 ⇄ 横浜市
・改修内容が補助要件を満たしているか確認し、申請する補助種別を選択していただきます。		

≪事前協議の終了後≫

1	事業計画書（要綱第1号様式）	申請者 ⇒ 横浜市
【必要書類】 ①位置図 ・住宅地図などに申請敷地を示したもの ②エコリノベーション等工事の概要 ・（要領第1号様式）省エネルギー改修工事等の概要を記載 ・（要領第2号様式）ライフスタイル対応改修工事等の概要を記載 ③エコリノベーション等工事に係る見積書 ・エコリノベーション等工事に係る費用の内訳書を含む <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、 市内事業者（本社・本店が横浜市）2社以上の見積書が必要となります。 </div> ④補助対象等を表示した関係図面等（配置図、平面図、立面図、断面図等） ・補助対象となるエコリノベーション等工事箇所を示したもの ⑤現況写真等 ・現況の写真、配置図、平面図に撮影位置を示したもの ⑥補助対象住宅の新築（増築）時の建築確認通知書（確認済証）の写し ・建築確認通知書（確認済証）を紛失している場合は、建築確認申請台帳記載証明 等 ⑦住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る同意書（要領第4号様式） ⑧（実証住宅の場合）住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る協定書の副本（要領第3号様式） ⑨その他市長が必要と認める図書 ・（要綱外様式）適合チェックシート		

A	事業計画承認通知書	横浜市 ⇒ 申請者
↓ 工事請負契約 ↓ 工事着手 ↓ 工事完了 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※ 事業計画承認通知書が交付されてからの 契約締結・工事着手となります。 </div>		

≪工事が完了し、工事費用の支払が完了した後≫

2	工事完了報告書・補助金交付申請書（要綱第6号様式）	申請者 ⇒ 横浜市
※ 申請書には、 A 事業計画承認通知書の番号・日付を記入 【必要書類】 ①工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること） ②工事完了後の完成写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること） ③工事請負契約書の写し ④領収書等（工事請負業者が発行したもの） ・工事費用が工事請負業者に支払われたことを証する書類		

B	補助金交付決定通知書	横浜市 → 申請者
----------	------------	-----------

≪補助金交付決定通知書の交付後≫

3	補助金交付請求書（要綱第8号様式）	申請者 → 横浜市
※ 請求書には、 B 補助金交付決定通知書の番号・日付を記入 （注）請求書の口座名義人（フリガナ）・口座番号等は 金融機関届出どおり正確に御記入 ください。		

≪≪≪補助金の交付≫≫≫